

～あとがき～ 計画の推進のための取組み

本計画は、総合管理計画に掲げた「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」に従い対策を進めます。ここでは、この10年間で取り組む本計画の推進にあたり、特に重要となる庁内の仕組みの整備や、住民の皆様との協働の考え方等について改めて記載します。

(1) 公共施設マネジメントを推進する体制の整備

公共施設の保全と管理運営について、総合的なマネジメントを推進するため、一元的な庁内体制の確立を図ります。

(2) 長寿命化のための保全計画の策定

長寿命化を図る施設については、中長期的な視点で財政支出の平準化を図りながら、建物及び設備の計画的な改修及び更新を進める必要があるため、施設毎に予防保全の観点を含む保全計画を策定します。

(3) 地域経営を推進するための仕組みの整備

地域経営を推進するにあたっては、その活動拠点として公共施設を提供するほか、人材育成、財政的支援、情報提供など、地域経営主体が主体的に活動できる環境を整えるとともに、地域と行政との連携及び協働によるネットワークやマネジメントを進める仕組みを構築する必要があります。

施設の所管や目的を横断した観点からエリア再編を進めるにあたり、地域又は地区の住民との対話と連携の推進を担う各振興事務所を中心として、各政策・施策の所管部署が連携し、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を發揮できる庁内体制の確立を図ります。

(4) 受益者負担の適正化に向けての方針の整備

施設使用料等については、一部の施設を除いてこれまで抜本的かつ統一的な見直しを行っていないため、同種・同規模の施設間で施設使用料等の設定が異なる状況にあります。このため、行政の役割と利用者の負担の在り方を明確にしつつ、施設使用料等で負担されるべき維持管理費の設定など、維持管理費の実情や、施設及び地域の特性等を反映した施設使用料等への改正を行い、受益者負担の適正化を図ります。

(5) 市民協働を推進するための協議

公共施設の再編・再配置を検討する際には、地域の特性や実情に応じた協議の場を設け、対話を図りながら取り組みを進めます。

(6) 拠点となる公共施設・まちづくりと一体的な地域公共交通の見直し

公共施設の再編・再配置と合わせ、機能の集約化・複合化による機能向上や拠点化を図る一方で、これまでと比較して公共施設への距離が遠くなることが懸念されます。公共施設の適正配置は、まちづくりの重要な要素であることを踏まえ、市民の移動手段の確保や利便性向上を図るため、公共交通網のあり方について検討します。

(7) 公共施設の再編と連動した地域防災計画の見直し

公共施設の再編・再配置により、避難所の見直しが必要となります。市民の安心・安全の確保の観点から、公共施設の見直しと合わせ、地域防災計画を見直します。

これらの推進事項は、本計画全体に関わる事項であることから、計画期間内に概ね下記のスケジュールを基本として推進します。

計画推進の取組み	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
(1) 公共施設マネジメント推進体制整備	→→→ 情報の集約化・一元化、体制整備			→→→→→→→ 整備した体制に基づくマネジメント推進		
(2) 長寿命化のための保全計画策定	→→→ 研修実施、情報整理、保全計画策定			→→→→→→→ 計画に基づく対応		
(3) 地域経営推進のための仕組み整備	→→→ 地域経営の仕組み・組織体制の検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
(4) 受益者負担適正化の方針整備	→→→ 使用料等の見直し検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
(5) 市民協働推進のための協議	→→→→→→→→→→→ 計画策定後、順次、地域・団体との協議を実施、協議結果に基づく対応					
(6) 拠点公共施設・まちづくりと一体的な公共交通網の見直し				→→→→→→→ ・「小さな拠点」エリア及び拠点施設を中心とした公共交通網のあり方検討 ・検討結果に基づく対応		
(7) 公共施設再編と連動した地域防災計画の見直し				→→→→→→→ ・公共施設再編と連動した避難所のあり方検討 ・検討結果に基づく地域防災計画見直し		